

税務署からのお知らせ

1 医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

【セルフメディケーション税制】

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

2 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ ~確定申告不要制度のお知らせ~】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

3 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

【社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。

所得税および復興特別所得税や贈与税等の申告書については、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です(e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です)。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

問い合わせ先 佐久税務署0267(67)3460

『町民と議会の語る会』を開催します

町議会議員による議会報告と意見交換会です。

「議会がどのような取り組みをしているのか知りたい。」「まちづくりについて議員と話したい。」とお考えの皆さまはぜひお気軽にご参加ください。申し込みは不要です。

日時 2月14日(水)
午後6時30分～8時30分
場所 エコールみよた あつもりホール



内容

1. 議会報告

- 議会の紹介と平成29年定例会の内容報告
- 常任委員会の活動報告等

2. 意見交換会

テーマ

「個性あるまちづくりに向けて」
まちづくりについてのご意見をお聞かせください。

問い合わせ先 議会事務局(32)3128

貯木場を移転します

問い合わせ先 産業経済課耕地林務係(32)3113

現在、御代田町塩野のやまゆり工業団地の一角にある貯木場を、事業用地拡大に伴い移転します。

新たな貯木場の設置場所は、国道18号三ツ谷東交差点から塩野方面に向かう途中、浅間サンライン普賢山落交差点の手前の場所となります(箇所図のとおり)。

移転の時期は、皆さまへの影響を最小限にするため、平成30年3月中に移転工事を実施し、平成30年4月1日からの開所を予定しています。

移転工事に伴い、3月中は、現在の貯木場を使用不可とさせていただきます。

ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

【貯木場とは】

町内で伐採された木材を資源として有効活用するために設置された施設です。

決められた大きさに切られた木材を搬入したり、搬出することが可能となっています。次の決まりを守ってお使いください。

【搬入】

- 搬入する丸太は枝を落とし、2メートル以内に切断し、所定の場所に整然と搬入してください。
- 搬入する丸太の直径は、5センチ以上としてください。
- 建築廃材、根、枝葉は、絶対に搬入しないでください。

【搬出】

- 薪ストーブ等で利用される方は、ご自由にお持ちください。
 - 貯木場内で切断してもかまいませんが、後片づけを行ってください。
- ※移転後の貯木場は、民家等が近隣にありますので、搬入・搬出および切り出し作業等は、夜間、早朝等の時間帯を避け、節度のある使用をお願いします。

